

一般社団法人土佐れいほく観光協議会 観光地域づくり推進員（高知県地域おこし協力隊）
募集要綱

土佐嶺北（とされいほく）は、高知県の北部に位置し、高知市中心部から車で約1時間、高知龍馬空港から約45分という好立地にあります。四国の中央に位置することから、香川県、愛媛県などの隣接県や関西圏からのアクセスも良く、県外観光客の来訪も多い地域です。

雄大な吉野川、四国四県を潤す早明浦ダム、棚田の美しい山々など、豊かな自然に恵まれ、ラフティングやカヌーなどの自然体験を提供しています。また、日本一に2度輝いたブランド米「天空の郷」や、赤身の旨味が評価される「土佐あかうし」など、地域ならではの特産品も数多く存在します。

これらの地域資源を活かし、観光動向を踏まえたマーケティングを行いながら、滞在型観光の企画・推進を担う人材として、観光地域づくり推進員（高知県地域おこし協力隊）を次のとおり募集します。

1 名称

- (1) インターン型観光地域づくり推進員（以下、「インターン生」という。）
- (2) 観光地域づくり推進員（以下、「推進員」という。）

※雇い入れから2週間以上2ヶ月以下の期間、インターン生として活動を実施した後、一般社団法人土佐れいほく観光協議会（以下、「協議会」という。）と双方の合意をもって推進員として採用します。

2 雇用形態

協議会の職員として雇用します。

高知県（以下、「県」という。）から「インターン生」及び「推進員」として委嘱されますが、県との雇用関係はありません。

3 採用予定数

1名

4 業務内容

- (1) 観光動向調査等のマーケティングに関すること
- (2) 広域エリアにおける観光戦略の企画及び推進に関すること
- (3) 複数の市町村にまたがる滞在型観光プランの企画・造成及び実施に関すること
- (4) 地域の観光資源の発掘及び磨き上げに関すること
- (5) その他、嶺北地域の広域観光の推進に関する業務

5 勤務条件

- (1) 雇用期間

ア インターン生

雇い入れの日から2週間以上2ヶ月以下とします。

イ 推進員

雇い入れの日から雇い入れの日が属する年度の末日(3月31日)までとし、最長で雇い入れの日から3年まで延長することができます。ただし、推進員が産前産後又は育児のために活動を中断する期間が生じた場合はこれに含みません。

(2) 給与等

ア インターン生

(ア) 給与日額：12,000円

①活動がない日の報酬はありません。

②滞在期間中の宿泊費、通勤にかかる経費その他活動経費を全て含んだ金額です。

③支給時に源泉所得税が控除されます。

(イ) 期末手当：なし

(ウ) 通勤手当：なし

(エ) 時間外勤務手当：なし

(オ) その他

①社会保険等には加入しません。国民健康保険や年金保険料等は自己負担になります。

②傷害保険等は自己負担になります。

③活動期間中の住居は、安価な宿泊施設を探すサポートします。

イ 推進員

(ア) 給与月額：221,700円

(イ) 賞与：基準日在職する職員に対し、在職期間に応じて支給します。

(期間を満たす場合は年2回)

(ウ) 通勤手当：協議会の規定に基づき支給します。

(エ) 時間外勤務手当：協議会の規定に基づき支給します。

(3) 活動拠点

協議会事務所（高知県長岡郡本山町本山582番地2）

※令和8年度中に町内において事務所移転を行う予定です。

(4) 勤務日数等

ア インターン生

月16日勤務とします。

原則、土曜日、日曜日、祝日は休日としますが、業務上必要な場合は勤務日を振り替えます。

イ 推進員

月平均所定労働日数：21日

原則、土曜日、日曜日、祝日は休日としますが、業務上必要な場合は勤務日を振り替えます。

(5) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩1時間）

(6) その他

ア インターン生

- (ア) 活動に必要なパソコンや事務用品等は協議会が貸与します。
- (イ) 勤務日以外は副業も可能です。
- (ウ) 活動期間中の住居は、安価な宿泊施設を探すサポートをします。

イ 推進員

- (ア) 協議会の規定に基づく有給休暇等があります。
- (イ) 社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）に加入します。
- (ウ) 活動に必要なパソコンや事務用品等は協議会が貸与します。
- (エ) 勤務日以外は副業も可能です。
- (オ) 住居は、協議会が用意する住宅に居住していただきます。（借上料は、協議会が負担します。
ただし、水道光熱費、通信費等は個人負担となります。）

6 応募及び採用

(1) 応募期間

令和8年2月13日（金）まで

※ただし、一定数の応募があった場合は、その都度選考を実施し、選考の結果、採用候補者が決定した時点で募集を終了します。

(2) 応募要件

次のアからカまでの全てに該当する方が応募できます。

ア 地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れ、採用日時点で20歳以上の方。

イ 3大都市圏をはじめとする都市地域等から、本県嶺北地域内に滞在することができ、インターン生終了後は、住民票を異動させる方（ただし、「地域おこし協力隊」であった方（同一地域における活動が2年以上かつ解嘱1年以内）で生活拠点を本県に移し、住民票を異動させる方を除く。）

なお、対象及び地域要件は、国が定める「地域おこし協力隊推進要綱」、「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものとする。

ウ 普通自動車免許（AT限定可）を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方

エ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の基本的な操作ができる方。

オ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方

（3）応募方法

採用を希望される方は、次のアからウの書類を添えて、（6）の申込先に、直接持参、又は郵送でお申し込みください。（郵送の場合は「特定記録」等により配達確認が可能な手段の利用をお勧めします。）

なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。個人情報保護条例により、取得した個人情報は協議会採用業務のために使用し、採用目的以外に使用することはありません。

ア 所定の応募用紙（写真添付）

イ 住民票の抄本（提出日より3か月以内に発行されたもの）

ウ 過去に地域おこし協力隊員であった方

（ア）委嘱（任用）された日が確認できる書類（例：委嘱状など）

（イ）退職日が確認できる書類（例：任用自治体からの保険資格喪失書類など）

（4）選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

提出された応募書類による選考を行います。結果は募集締切日の翌日から7日程度を目安（ただし、一定数の応募があった場合に、その都度選考する場合を除く）に、応募用紙に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

イ 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記アの書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から7日程度を目安に、応募用紙に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

ウ 採用

令和8年4月以降（※）

※採用決定以降、早めに勤務開始していただくことが望ましいですが、協議会の採用担当者と調整のうえ、勤務開始日を決定します。

エ その他

前記ア及びイの結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。

（5）会社説明等

事前に会社説明などを受けたい場合は、個別に担当者の話を聞くことができます。Zoomミーティングも行いますので、遠方の方もお気軽にご連絡ください。

(6) お問い合わせ・お申し込み先

一般社団法人土佐れいほく観光協議会（担当：筒井・上村）

〒781-3601

高知県長岡郡本山町本山 582 番地 2

TEL : 0887-72-9400

FAX : 0887-76-2350

E-MAIL : info@tosareihoku-kanko.com